

1801 税関で確認する輸入関係他法令の概要

外国から輸入される貨物のなかには、我が国の経済、保健衛生又は公安風俗などに悪影響を及ぼす場合があります、これらの貨物については、それぞれの国内法令によって輸入の規制が行われています。

これらの法令の規制は、関税法の輸入の許可制と結びつけてその実効性が確保されることとなっています。

したがって、貨物を輸入しようとする場合において、関税関係法令以外の法令により輸入に関して許可、承認等を必要とする場合には、これら他の法令の規定に基づいて許可、承認等を受けて、輸入申告又は当該申告に係る審査又は検査の際にその旨を税関に証明して確認を受けなければ輸入は許可されません。

なお、法令の規定によっては、外国の政府機関等の証明等を取得していないと許可、承認が受けられないものもありますので、事前にこれらのことについて調べておく必要があります。

(関税法第70条、関税法基本通達70-3-1)

輸入関係他法令一覧表

* 「他法令」とは、関税関係以外の法令で、輸出又は輸入に関して許可、承認等を定めたものをいいます。

以下の同一覧表に記載されている法令に該当するか否かにつきましては、主管省庁課へご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

法 令 名	主 な 品 目	主 管 省 庁 課
外国為替及び外国貿易法 輸入貿易管理令	輸入割当品目 (にしん等) 輸入制限品目 (鯨等) 事前確認品目 (ワクチン等)	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 貿易管理課
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥及びその加工品、獣及びその加工品、鳥類の卵	環境省自然環境局 野生生物課鳥獣保護管理室
銃砲刀剣類所持等取締法	けん銃、小銃、機関銃、猟銃、空気銃、刃渡り15cm以上の刀、やり及びなぎなた、刃渡り5.5cm以上の剣、あいくち並びに飛び出しナイフ等	警察庁生活安全局 保安課
印紙等模造取締法	印紙に紛らわしい外観を有するもの	国税庁課税部 課税総括課消費税室

法令名	主な品目	主管省庁課
毒物及び劇物取締法	毒物、劇物	厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
大麻取締法	大麻草、大麻草製品	厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課
覚醒剤取締法	覚醒剤、覚醒剤原料	
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬、向精神薬、麻薬等原料	
あへん法	あへん、けしがら	
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、指定薬物、動物用医薬品、同医薬部外品、同医療機器、対外診断用医薬品、再生医療等製品	厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
水産資源保護法	こい、きんぎょその他のふな属魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ、あおうお、さけ科の発眼卵及び稚魚、くるまえび属の稚えび	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室
肥料の品質の確保等に関する法律	肥料	農林水産省消費・安全局農産安全管理課
農薬取締法	農薬	農林水産省消費・安全局農産安全管理課
砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律	砂糖、でん粉	農林水産省政策統括官付地域作物課
畜産経営の安定に関する法律	バター、脱脂粉乳、練乳等	農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	米穀等（米、米粉、もち、米飯等）、麦等（大麦、小麦、メリスン、又はライ麦を加工、調製したもの）	農林水産省政策統括官付貿易業務課
火薬類取締法	火薬、爆薬、火工品（導火線等）	経済産業省産業保安グループ鉱山・火薬類監理官付
高压ガス保安法	高压ガス	経済産業省産業保安グループ高压ガス保安室
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	化学物質	経済産業省製造産業局化学物質管理課
石油の備蓄の確保等に関する法律	原油、揮発油、灯油及び軽油等	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課
郵便切手類模造等取締法	郵便切手類に紛らわしい外観を有するもの	総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課
アルコール事業法	アルコール分90度以上のアルコール	経済産業省製造産業局素材産業課アルコール室

法令名	主な品目	主管省庁課
食品衛生法	すべての飲食物、添加物、食器、容器包装、おもちゃ等	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課 検疫所業務管理室
植物防疫法	植物（顕花植物、しだ類又はせんたい類に属する植物（その部分、種子、果実及びむしろ、こもその他これに準ずる加工品を含む））、有害植物（細菌、寄生植物等）、有害動物（昆虫、ダニ等）	農林水産省消費・安全局植物防疫課
狂犬病予防法	犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク	農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜伝染病予防法	偶蹄類の動物、馬、鶏、あひるなどの家きん、兎、みつばち及びこれらの動物の肉、ソーセージ、ハム等、稲わら（一部）	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	サル、プレーリードッグ等	厚生労働省健康局結核感染症課 農林水産省消費・安全局動物衛生課
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	ブラックバス、カミツキガメ等	環境省自然環境局野生生物課
労働安全衛生法	有害物等（石綿等）	厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課